

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第30号

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）の適用を受ける職員の旅費相当額とする。ただし、その額が5,000円に満たないときは、5,000円とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。